

議案第14号

南房総市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

南房総市長 石 井 裕

南房総市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

南房総市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年南房総市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第7項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「道路には」を「第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには」に改め、同条第2項中「自転車の交通量が多い」の次に「第3種若しくは第4種の」を加え、「道路（」を「第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改め、同条第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第10条第1項中「多い」の次に「第3種又は第4種の」を、「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第30条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第31条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第38条中「による基準を」を「基準を」に改める。

第39条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

第40条第3項及び第41条第2項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第42条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号 南房総市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
(車線等)	(車線等)
第4条 車道(副道、停車帯、 <u>自転車通行帯</u> その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号)第2条各号に規定する部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。	第4条 車道(副道、停車帯その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号)第2条各号に規定する部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部 ^{さく} を設ける場合においては、3メートルとすることができる。	5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部 ^{さく} を設ける場合においては、3メートルとすることができる。
(車線の分離等)	(車線の分離等)
第5条 (略)	第5条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第42条第1項において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。	7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第41条第1項において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
(副道)	(副道)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。	2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。
第7条、第8条 (略)	第7条、第8条 (略)
(<u>自転車通行帯</u>)	
第8条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u> には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に <u>自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない</u>	

改 正 案	現 行
<u>場合においては、この限りでない。</u> 2 <u>自転車の交通が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> 3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u> 4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u> （自転車道） 第9条 <u>自動車及び自転車の交通が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> 2 <u>自転車の交通が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> 3 （略） 4 <u>自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第42条第1項において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</u> 5 （略）	（自転車道） 第9条 <u>自動車及び自転車の交通が多い道路</u>には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 <u>自転車の交通が多い道路又は自動車及び歩行者の交通が多い道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> 3 （略） 4 <u>自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第41条第1項において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</u> 5 （略）

改 正 案	現 行
(自転車歩行者道) 第10条 自動車の交通量が多い<u>第3種又は第4種の道路</u>(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～4 (略) (歩道) 第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～5 (略) 第12条～第29条 (略) (待避所) 第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。 (1)、(2) (略) (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。 (交通安全施設) 第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で道路構造令施行規則第3条各号に規定するものを設けるものとする。 第32条～第37条 (略)	(自転車歩行者道) 第10条 自動車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～4 (略) (歩道) 第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～5 (略) 第12条～第29条 (略) (待避所) 第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。 (1)、(2) (略) (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。 (交通安全施設) 第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で道路構造令施行規則第3条各号に規定するものを設けるものとする。 第32条～第37条 (略)

改 正 案	現 行
(附帯工事等の特例) 第38条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定（第7条、第14条、第15条、第24条、第26条、第31条及び第35条を除く。）並びに政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定による<u>基準を</u>そのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 (小区間改築の場合の特例) 第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 (自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路) 第40条 (略) 2 (略)	(附帯工事等の特例) 第38条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定（第7条、第14条、第15条、第24条、第26条、第31条及び第35条を除く。）並びに政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定による<u>による基準を</u>そのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 (小区間改築の場合の特例) 第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 (自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路) 第40条 (略) 2 (略)

改 正 案	現 行
3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第42条第1項において準用する政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。 4、5 (略) (歩行者専用道路) 第41条 (略) 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第42条第1項において準用する政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。 3、4 (略) (歩行者利便増進道路) <u>第42条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u> <u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u> <u>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u>	3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第41条第1項において準用する政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。 4、5 (略) (歩行者専用道路) 第41条 (略) 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第41条第1項において準用する政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。 3、4 (略)

附 則（抄）

この条例は、公布の日から施行する。